

高知県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、高知県全域とする。面積は、71 万ヘクタール程度（高知県面積）である。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、高知県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域、高知県立自然公園条例に規定する県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息地）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域に含まれる自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については、促進区域の設定を行わない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区及びシギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。

また、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

（地図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

高知県は、四国の南部に位置し、北は四国山地により徳島県、愛媛県に接し、南は太平洋（土佐湾）に面する 700 km 以上の海岸線を擁するなど、山と海に囲まれた東西方面に細長い弓なりの形状となっている。

山地が多く、標高 1,000m 以上の山岳は 100 を超え、林野面積は県総面積の約 84% を占め全国 1 位となっている。

県北部から中部にかけては、1,500m から 1,900m 級の山岳が連なる急峻な地形となっている。その南側には、1,000m 以下の低山地が広がり、物部川、仁淀川の下流域に挟まれて県内最大の高知平野が広がっている。

東部の山地が海岸線にせまる山麓地域では、河川の浸食と波食作用による段丘状地形が発達するほか、山地から河川が出てくるところには扇状地もみられる。

西南部は、概ね 700m ～ 1,000m 程度の小中起伏山地が主であり、いくつかの山塊に分断された典型的な地塊山地となっている。

太平洋を望む海岸線は 712.8 km と長く、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いている。

②インフラの整備状況

高知県は、十分な交通インフラを備えている。

航空便では、高知龍馬空港から、東京国際空港（羽田空港）間 10 往復をはじめ、成田国際空港（成田空港）間 1 往復、大阪国際空港（伊丹空港）間 6 往復、神戸空港間 1 往復、県営名古屋空港間 1 往復、中部国際空港セントレア間 2 往復、福岡空港間 2 往復の就航があり、国内主要都市とのアクセスは良好である。

また、鉄道については、他の四国 3 県に接続している。

県内を東西に横断する高規格道路等のアクセスは向上しており、県外へも四国横断自動車道で、愛媛県、徳島県、香川県を経由して、山陽自動車道や名神高速道路などに直結しており、大阪、京都、名古屋など大都市へのアクセス網が整備されている。

さらに、県内には、高知港、須崎港、宿毛湾港の 3 つの重要港湾がある。なお、高知港では、定期コンテナ航路として、韓国航路が週 3 便就航している。

③産業構造

令和 3 年経済センサス-活動調査において、高知県の製造品出荷額等は、約 5,472 億円であり、産業中分類別では、食料品製造業（約 16.8%）、パルプ・紙・紙加工品製造業（約 11.9%）、窯業・土石製品製造業（約 10.7%）、生産用機械器具製造業（約 10.3%）、輸送用機械器具製造業（約 7.5%）などの構成となっている。

また、情報通信業の付加価値創出額は、約 219 億円であり、全産業の約 2% にあたる。

④人口分布の状況等

本県の面積は、約 7,103 平方キロメートルであり、四国では一番広く、全国では 18 番目に広い面積を有している。

人口は、約 68 万人（「高知県推計人口調査」令和 4 年 10 月 1 日現在）、人口密度は、

1 平方キロメートルあたり 95.7 人と低い状況にある。

一方で、人口の約 6 割は県面積の約 1 割である都市部に集中しており、中山間地域における過疎化の進行が課題となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

全国的には、人口の自然減が平成 17 年から始まっているが、本県は全国より 15 年先行して、平成 2 年から 386 人の自然減に転じ、平成 17 年には 3,203 人減となり、高齢化の進行や少子化の加速により中山間地域を筆頭に過疎化が進んでいる。

年間商品販売額の推移を見ると、平成 9 年に約 2 兆円であったものが、平成 19 年にかけての 10 年間で、2 割減少した約 1 兆 6 千億円となっており、また、全国的には好景気により有効求人倍率が回復する時期にも本県は低迷するなど、この人口減少の負のスパイラルの影響が県経済の様々な面に表れていた（令和 3 年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）（県とりまとめ））。

その負のスパイラルの克服に向け、官民が一丸となって同じ方向に力を合わせて進む旗印ともなる、「高知県産業振興計画」を本県経済の体質強化に向けたトータルプランとして、平成 21 年度に策定し、地産地消・外商を徹底しながら、県外市場で通用する商品を育てるなどして、全国から外貨を稼いで経済の縮みを解消していくなど、県勢浮揚の実現に向けて全力で取組を進めている。

その結果、各分野で地産地消・外商が大きく前進し、産出額等が上昇傾向に転じるなど経済全体が良い方向に向かうようになり、製造品出荷額等は平成 21 年約 4,909 億円から令和 2 年約 5,472 億円と約 11%上昇し、付加価値額も平成 21 年約 1,710 億円から令和 2 年約 1,823 億円と約 7%上昇するなど成果を上げている（令和 3 年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）（県とりまとめ））。

令和 2 年度から第 4 期目となった「高知県産業振興計画」は、新型コロナウイルスの感染拡大という逆風の中でのスタートとなり、拡大傾向にあった本県経済は、感染症の影響により観光分野をはじめとする幅広い業種が大きな打撃を受けた。

こうした中、県経済へのダメージを最小限に食い止めるとともに、コロナ禍を契機とした社会経済構造の変化に対応するため、令和 3 年度には、戦略の方向性に、新たに「ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応」を追加した。

令和 4 年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の影響からは持ち直しつつあるものの原油価格や物価の高騰が長期化し、様々な分野で影響を受けていることから、令和 5 年度には、「社会経済構造の変化に対応した持続的な成長の促進」へと戦略の方向性の見直しを行い取組を進めている。

高知県では、この「高知県産業振興計画」を進めるとともに、地域経済牽引事業を促進することで、地域経済の活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

目標とする 1 件あたりの付加価値額は、製造業は平均 81.6 百万円、情報通信業は平均 126.3 百万円とし、各々を創出する地域経済牽引事業を製造業では 30 件、情報通信業で

は5件を創出し、これらの地域経済牽引事業が業種ごとに波及効果を与えることにより、県全体で3,079.5百万円の付加価値額を創出することを目指す。

この3,079.5百万円は、本県の製造業及び情報通信業の付加価値額(148,309百万円(令和3年経済センサス-活動調査))の約2.1%にあたり、地域経済に対するインパクトは大きい。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	1,468.8百万円	4,548.3百万円	209.7%

【任意記載のKPI】

	業種	現状	計画終了後	増加率
平均付加価値額	製造業	81.6百万円	163.2百万円	100%
	情報通信業	126.3百万円	252.6百万円	100%
新規事業件数	製造業	18件	48件	166.7%
	情報通信業	0件	5件	-

計画終了後の値は現状及び本基本計画での目標値を合算した値とする。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件全てを満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増額分が3,466万円を上回ること。

※高知県の1事業所あたりの平均付加価値額(令和3年経済センサス-活動調査)を上回ること

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で、4.0%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で、4.7%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の現金給与総額が開始年度比で4.0%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、現段階では、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野
- ④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

(2) 選定の理由

①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

令和4年度の年間日照時間が2,270.8時間、年間降水量が2,025.5mmと、全国トップクラスの日照量や降水量からもたらされる多様な農畜産物や水産物に恵まれている。

土地生産性は全国第2位（統計でみる都道府県のすがた2023）で、みょうが・ゆず・ショウガなど、全国シェアトップクラスの農作物も豊富である。全国屈指の施設園芸農業（野菜・果樹・花きのハウス栽培）が発展しており、平野部では水稻の早期栽培や、野菜を中心とした施設園芸、山間部では野菜、果樹、茶や肉用牛（土佐褐毛牛）などが生産され、それぞれの地域特性を生かして展開している。

また、漁船漁業生産額全国第6位、魚類養殖業生産額全国第5位（令和3年農林水産統計）と、全国有数の漁業生産額を誇る水産業分野では、海況の変化等の環境的要因による漁獲量の減少や漁業就業者数が減少する中でも、デジタル技術の活用をはじめとした漁業生産の構造改革等により、漁業生産額（宝石サンゴを除く）を維持・拡大（令和3年は451億円）していけるよう取り組んでいる。また、市場対応力のある産地加工体制の構築等の取組により、水産加工出荷額は平成20年の162億円から令和3年には224億円に増加している。

さらに、森林率は県土の84%と全国1位で、豊富な森林資源を誇る。この資源を余すことなく活用するため、大型製材工場を整備するなどの加工体制の強化や木質バイオマス発電施設の整備、一般社団法人高知県木材協会内のTOSAZAIセンターを中心とした外商強化など、川下側の整備を進めてきたことにより、県内の原木需要は大きく高まった。これに合わせて川上側では、施業地を集約した森の工場の推進や高性能林業機械の導入などにより原木生産の拡大に取り組み、県内の原木生産量は、平成22年の40万4千㎡から令和4年には73万6千㎡へと大幅に増加している。

このように、恵まれた自然環境によって、全国的にも第一次産業が比較的優位であることから、本県には一次産品等の加工を行う企業も多数立地している。中でも食品加工の企業は多く、令和3年経済センサス-活動調査では、県内の食料品製造業の事業所数は190事業所であり、これは県内製造業931事業所の約20.4%を占める

ほどである。

「高知県産業振興計画」では、計画策定時から「ものづくりの地産地消」の促進に向けて、一次産品等の加工品を製造するのみならず、加工・製品化のための機械設備の開発など「ものづくり」全般に関わることを極力県内の事業者同士で行い、ノウハウを蓄積し資金を県内に留めるよう取り組んでいる。

以上のことから、高知の一次産品等を生かした加工品を県内で、かつ可能な限り県内で開発された機械設備によって製造する仕組みを構築し、そこで生まれる付加価値を県内に留め、本県の強みである第一次産業が、第二次産業（食料品製造業など）や第三次産業（商業や観光産業など）につながり、波及効果を上げていくことで、地域経済の活性化を図る。

②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県は、高度成長期に多くの災害に見舞われ、その対応に追われたことなどから、道路などの基盤整備はもとより、工業団地の整備や新規工業の導入を進めることができなかったこともあり、構造的には地域資源型工業などに偏っていた。

近年では、工業団地の開発やインフラの整備とともに加工組立型工業に転換されてきており、令和3年経済センサス-活動調査の産業中分類別対前年増減数においては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた生産用機械は1,657,349万円減となったが、金属製品109,933万円増、業務用機械133,249万円増、電気機械29,633万円増、輸送用機械265,482万円増となっている。また、県内の機械系産業等の事業所数は191事業所であり、これは県内製造業931事業所の約20.5%を占めている。製造品出荷額等は14,911,358万円（秘匿除く）で、県内製造業の製造品出荷額等54,715,863万円の約27.2%を占めるなど重要な産業である。本県の特徴として、グローバルニッチトップ企業や独自性のある技術力を有する企業があり、例えば、電解コンデンサ用の絶縁紙製造の最大手、強力吸引作業車製造、無公害型の杭圧入引抜機の開発・製造、歯科材料製造等、国内外に注目され、全国あるいは世界に誇れる企業が数多く存在する。

また、千年の歴史を誇る土佐和紙は、江戸時代に入ってから藩の主要な特産物として保護され、改良を重ねながら伝統ある地場産業として、本県の土佐市、いの町などに産地を形成し、紙業王国土佐として栄えてきた。紙関連産業の製造品出荷額等は県内製造業の約13.8%を占めており、紙関連産業をはじめ製造業は本県にとって重要な産業である。なお、県内の紙関連事業所数は60事業所、付加価値額は2,883,724万円であり、1事業所当たりの平均付加価値額は約48,062万円、これは県内他分野の製造業の平均付加価値額の2.7倍以上であり、高い付加価値が創出されている。

現在は、工業用部材としての活用も盛んであり、アルミ電解コンデンサ用セパレータにおいて、国内シェア95%、世界シェア60%を誇るグローバルニッチトップ企業のほか、ウェットティッシュ、シート化粧品、ドリップ吸収シート、エアフィルターなどの各種不織布、トイレトペーパーなどの衛生材料等を製造する企業も立地しており、特徴ある紙関連産業の集積が形成されている。また将来的には、プラスチック代替素材としての活用などカーボンニュートラルに資する事業展開も期待される分野である。

以上のように、本県には、ニッチトップや特色のある技術を持つ製造業が多数存

在し、県内各地の工業団地等に集積していることから、本県産業における重要な分野と位置づけている。

これらの集積を活用することで、さらなる付加価値を生み出す事業の創出を図る。

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

本県では、県内に新たな事業を意図的に創出し続けることを可能とする仕組みを創り上げていくことに取り組んでいる。

その高知ならではの新産業の1つとして、防災関連産業分野のものづくりを振興している。背景として、高知県では、古来より地震以外にも台風や集中豪雨など幾度となく大きな自然災害に見舞われており、その度に新しい知恵や技術を生み出すことで、それらを克服してきた歴史で培った知見と、南海トラフ地震が発生した場合、海岸部で最大34メートルにも及ぶ津波の発生が想定されるとの発表もあり、その厳しい被害想定から、防災・減災に役立つ製品づくりの取組が広がっている。

これらの製品は、「高知県防災関連登録製品」として「高知県防災関連産業交流会（事務局・県工業振興課）」が認定しているが、平成24年度の42製品、売上高約0.6億円から、令和4年度は190製品に増え、売上高は126.3億円に拡大するなど、着実に成果が出ている。このように「メイド・イン高知」の防災関連製品について、県内外での販売を促すことで県経済が活性化され、さらに製品の開発が進み、また、そこからさらに災害への対策が進んでいく。そういう好循環が生まれるよう、約250社・団体からなる「高知県防災関連産業交流会」によるマッチング支援や高知県産業振興センターによる販路拡大、高知県工業技術センターによるものづくり支援など、官民一体となって「防災関連産業」振興の取組を進めている。

また、本県では、高知大学、高知工科大学、高知県立大学及び高知工業高等専門学校が医工連携に取り組んできており、高知大学医学部では令和3年3月に「医療×VR」学講座を、同年4月には大学院医科学専攻（修士課程）に「ヘルスケアイノベーションコース」を開設し、医療領域でのイノベーション人材の育成に取り組んでいる。さらに、同年8月には、同医学部が、高知市中心部にオープンイノベーション拠点「MEDi（メディ）」を新設するなど、本県ではこれまでに大学を中心とする「ヘルスケアイノベーション」の基盤が構築されてきている。そのため、この基盤を活用し、高等教育機関だけでなく、産業界、金融機関、行政等も連携することで、より大きなイノベーション創出につなげるべく、令和4年度より、第4期産業振興計画に「ヘルスケアイノベーションプロジェクト」を位置づけ、ヘルスケア産業創出に向けた取組（①伴走支援、②交流・マッチングの場づくり、③人材育成・供給、④財政支援）を開始した。

本プロジェクトの目的は、県内の産学官金が連携して、デジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化を伴走支援することで、将来的に高知県でヘルスケア産業を創出し、若者の県内定着や県外からの転入による地域産業の活性化を目指すものである。そのために、新製品や新サービスの開発のために必要な実証フィールドを提供することを突破口として、当分野への県内企業の参入や県外企業の誘致を促し雇用を生み出すとともに、地域や職域の抱える地域課題の解決を図ることとしている。

このように、本県では、社会的課題をビジネスにより解決し、課題解決と成長の両立を図ることで、新たな産業の創出へと繋げ、課題解決先進県を目指していく。

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

本県においては、良質で多様な働く場所を生み出すため、平成 16 年度から若者や女性からのニーズが高いコールセンター、バックオフィスの誘致に本格的に取り組んできた。

また、平成 27 年度からは、同様に若者や女性からのニーズが高く、今後とも成長が期待され、特定の場所への依存が少ない産業である、IT・コンテンツ関連企業（まんがやアニメーション、イラスト、ゲーム、アプリ、映像、デザイン、ソフトウェアの企画、制作、管理等を行う企業）の誘致にも、本格的に取り組んでいる。

インセンティブ策としての補助制度を設け、人材確保等のアフターフォローに力を入れるなどにより、県中心部のみならず中山間地域にもコールセンター、バックオフィス等の立地が進んでいる。

具体的には、これまでの成果として、45 社が本県に進出し、約 1,700 人の雇用創出のほか、新たなオフィス需要の創造、オフィスが立地する地域の活性化に寄与しており、特に雇用に関しては、本格的な取組を開始した平成 16 年 4 月に 0.16 倍であった事務的職業の有効求人倍率が、令和 5 年 4 月には 0.58 倍まで改善するなど、コールセンター、バックオフィス等の立地企業が事務職への就業を希望する人材の雇用の受け皿となっている。

さらに、有効求人倍率が 1 倍を超え、人手不足の状況が続く中、本県の事務的職業の有効求人倍率は 0.6 倍を下回っている。これは、雇用の場としてさらなる企業立地が求められていることを示している。

以上のことから、地域における人材確保及び育成を視野に入れながら、コールセンター、バックオフィス、IT・コンテンツ関連企業の集積を活用するとともに、さらなる集積を促進させつつ、地域経済を牽引する事業を創出し、地域経済の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。方針としては、設備投資への減税措置や事業者の相談窓口の設置に加え、地方創生関連施策などの国の支援策も積極的に活用していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①各種予算措置（県）

県において、様々な産業分野への支援に関する各種予算措置を講じていく。

②企業誘致助成制度（県）

すでに県において、製造業を中心とした設備投資に対する助成制度を措置しているが、地域の事業者ニーズや動向を踏まえたうえで、適宜、制度の見直し等を実施していく。

③不動産取得税、固定資産税の減免措置

県内において、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税（一部市町村を除く。）の減免措置を講じる。

④地方創生関係施策

地域経済牽引事業の実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の活用を検討するなど、地域経済への波及効果が最大限に発揮されるよう配慮する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備

事業者が公共データを利用するため、高知県及び県内市町村が保有するオープンデータのインターネット公開を進めていく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための相談窓口を高知県商工労働部企業誘致課内に設置し、各市町村と連携・協働のもと対応を行う。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

地域における経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すため、高知県では、セミナープログラム、交流会などを行う起業支援のプラットフォームである「こうちスタートアップパーク（ＫＳＰ）」の取組を 2017 年度に開始し、高知県で起業や新しい事業に取り組む方を支援している。

また、地域における雇用の創出と所得の向上を図るため、地域アクションプランの推進により、地域の資源や特性を生かした、新たな産業作りを進めている。

②サプライチェーンの構築・強靱化の支援

県内事業者の製品や技術開発の促進支援とあわせて、高い生産技術を有する製造事業者を本県に積極的に誘致することで、本県におけるサプライチェーンの構築や強靱化に資する事業者相互の技術補完と事業拡大による生産性向上と高付加価値化の実現により本県産業のさらなる活性化につなげる。

③地域ブランドの育成・強化のための研究開発及び販路開拓の支援

多様な一次産品を活用した新たな商品を継続的に生み出し、6次産業化を推進することで地産外商による販路拡大を推進するため、専門家による商品開発・改良に対するアドバイスや関係機関と連携した6次産業化セミナーの開催、ものづくり振

興アドバイザーの派遣による課題解決（賞味期限延長、味の数値化等）、衛生管理等の高度化支援・安定供給体制の強化を進めている。

④人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

企業がより良い人材を確保できるよう、働き方改革を推進している。

県と高知労働局で「高知県雇用対策協定」を締結し、雇用施策を効果的かつ一体的に実施するとともに、市町村とも連携しながら、きめ細かな人材確保支援を進めている。

さらに、令和3年度に「高知県外国人材確保・活躍戦略」を策定し、外国人材確保に取り組んでいる。

また、潜在している人材ニーズを顕在化させ、タイムリーに集約し、都市部人材とのマッチングを進めていく取組を移住促進策とも連携しながら、県内外での人材確保を進めている。

⑤産業用共用施設の活用

テレワークの普及や若年層の地方移住への関心の高まりを捉え、こういった人材が働く場として、また、県外の企業や人を県内各地に呼び込む受け皿及び結節点として、シェアオフィスの存在は必要である。

また、人口減少対策として若年人口の減少を食い止めるためにも、若者に人気のある業種のIT・コンテンツ関連企業の誘致を促進し、雇用の創出を図っているところ。そういった企業が本県に進出する際にシェアオフィスに入居して事業を行うための運営に係る経費等を補助する取組を実施しており、企業誘致に伴うシェアオフィスの利用推進に取り組んでいくこととしている。

⑥道路等のインフラ整備

四国全域をつなぐ四国8の字ネットワークの整備が進められており、令和5年4月時点の本県の事業着手率は96%となっている。県東部については、令和3年2月に「高知IC・高知南IC」間が開通し、令和7年春頃には「高知龍馬空港IC・香南のいちIC」間が開通する予定である。県西部は、平成30年11月に「四万十町西IC・拳ノ川IC」間、令和2年7月に「平田IC・宿毛和田IC」間が開通した。

⑦産業用地の確保に向けた支援

産業用地のストックが過去30年で最小規模となる中、企業の投資判断のスピードに対応し、県内事業者の増設や県外事業者の移転の受け皿となる安全・安心で利便性の高い工業団地の開発を推進するため、開発意向のある市町村に対して、適地調査の支援を進めている。

また、企業ニーズの高い県中央部の市町村には産業用地確保の必要性を周知し、開発候補地の確保を進めていく。

⑧賃上げ促進支援

賃上げに対応するための生産性向上に取り組む事業者への支援や、賃上げに向けて活用できる国の助成制度である業務改善助成金等の周知等を行うことにより、事業者が継続的に賃上げできる環境づくりを進めていく。

また、企業への呼びかけによりパートナーシップ構築宣言企業を拡大し、コスト等の上昇分を適切に価格転嫁する気運を醸成し、サプライチェーン全体での共存共栄と新たな連携による付加価値の向上を図ることで、事業者の稼ぐ力を高め、継続した賃上げにつなげていく。

⑨GXの促進支援

令和4年3月に、高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定し、「2050年カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環の創出」に向けて、県民・事業者・行政等が一体となったオール高知で取組を進めている。アクションプランでは、カーボンニュートラルの実現に向けて重要となる、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標（中期目標）を「2013年度比で47%以上削減」することとし、取組を強化している。

なお、既に県内の企業間取引において、環境配慮型の製品を求められる動きが拡大している。このため、本県では、県内事業者の脱炭素に資する製品・技術の研究開発を支援するとともに、取組事例を共有することで県内事業者の取組を促進し、取組の裾野の拡大と加速化を図っている。

また、本県の特徴を生かした、脱炭素化に資する新たな産業の育成など、「経済と環境の好循環」の創出に向けた取組も進めていく。

⑩デジタルの促進支援

今後も人口減少が見込まれる中、本県経済の拡大基調を先々にわたって維持し続けるためには、省力化・効率化により労働生産性の向上や、より付加価値の高い産業の創出を図ることが重要である。

その実現のためには、デジタル技術の活用が有効であり、原油価格や物価の高騰、世界のサプライチェーンの混乱といったアフターコロナ時代における社会・経済構造の変化に対応するためにも、デジタル化に取り組む重要性は一層増している。

このため、県内中小企業や小規模事業者のデジタル技術を活用した取組に対する補助金等をはじめとした支援策を強化し、付加価値や労働生産性の向上を推進する。

また、デジタル化を担う人材の慢性的な不足に対応するため、県内事業者がデジタル化に対応するための企業人材の育成を推進するとともに、都市部の副業・兼業人材の活用を促進する。

さらに、県経済を牽引する付加価値の高い産業を創出するため、支援策に関するきめ細かな情報発信や交流・ビジネスマッチングの場づくりを強化するなど、IT・コンテンツ関係の県外企業の誘致を促進する。

⑪事業承継支援

人口減少や経営者の高齢化などに伴い、地域の事業者が減少傾向となっていることから、地域機能の維持を図るために、事業承継ネットワーク構成機関と連携して

地域の事業者の実態把握や必要な支援策を実施することにより、後継者となる担い手の確保や事業承継が円滑に進む環境づくりを進めていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【制度の整備】						
①各種予算措置(県)	措置済	随時検討	同左	同左	同左	同左
②企業誘致助成制度(県)	措置済	随時見直し	同左	同左	同左	同左
③不動産取得税、固定資産税の減免措置	運用	同左	同左	同左	同左	同左
④地方創生関係施策	活用の検討、運用	同左	同左	同左	同左	同左
【情報処理の促進のための環境の整備】						
公共データのインターネット公開	実施	同左	同左	同左	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
相談窓口の設置	運用	同左	同左	同左	同左	同左
【その他】						
①スタートアップへの支援(事業者の成長促進等)	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
②サプライチェーンの構築・強靱化の支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
③地域ブランドの育成・強化のための研究開発及び販路開拓の支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
④人材確保に向けた支援(人材育成・確保支援)	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
⑤産業用共用施設の活用	措置済	同左	同左	同左	同左	同左

⑥道路等のインフラ整備	実施	同左	同左	同左	同左	同左
⑦産業用地の確保に向けた支援	実施	同左	同左	同左	同左	同左
⑧賃上げ促進支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
⑨G Xの促進支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
⑩D Xの促進支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左
⑪事業承継支援	措置済	同左	同左	同左	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、高知県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関など、地域に存在する支援機関が十分に連携して支援の効果を最大限発揮するよう努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①高知県工業技術センター（製造業）

食品全般、機械、金属、電子、化学、窯業、木材分野など多岐にわたる分野を対象とし、モノづくり技術に関する基礎から応用分野まで、県内企業の技術力向上と産業振興を推進するため、試験研究、技術支援を行い、きめ細かに対応する。

②高知県立紙産業技術センター（製紙業）

蓄積された紙・不織布に関する技術を活用し、高付加価値製品の開発と加工技術の確立への支援、新技術の企業への普及、人材確保や育成などを支援する。

③高知県海洋深層水研究所（海洋深層水を活用する食料品製造業等）

室戸沖で取水される海洋深層水の資源的有効性の実証とその実用化を目指し、食品、水産、農業、健康分野など多くの事業化へ向けて、研究及び分水などを行い、支援する。

④高知県農業技術センター（農業関連）

農業者や消費者ニーズを踏まえ、野菜、花き、普通作物等の生産性並びに品質の向上を図るため、関係機関と連携して新たな技術の開発と個別技術の体系化、実証について支援する。

⑤高知県森林技術センター（林業関連）

本県の豊かな森林資源を活用した所得の向上と雇用の創出に向け、森づくりから森林資源の有効な利活用に係る研究開発等を行い、地域や事業体が抱えている技術

的な課題を解決するため支援する。

⑥高知県水産試験場（水産関係）

海面漁業に関する調査研究や技術開発を行うとともに、海の環境や漁業資源のモニタリングを行い、漁業生産活動を支援する。

⑦公益財団法人高知県産業振興センター（県内中小企業全般）

高知県における「中小企業支援センター」・「中核的支援機関」・「経営革新等認定支援機関」として、全国レベルの経営・マーケティング・技術のエキスパートを配置し、多様なネットワークと企業情報・支援情報の蓄積を活用し、ものづくりから創業及び経営革新、研究開発推進、人材育成支援、情報化の推進などを支援する。

また、高知県産業振興センター内に設置しているものづくり地産・地消外商センターでは、本県の食品の加工、機械金属製品、防災製品などありとあらゆる「ものづくり」の総合窓口として、ものづくりに挑戦する企業からの相談に対し、全国レベルの製品づくりや販路拡大のエキスパートが企業ごとの専任担当者として、事業化プランの策定段階から販路開拓・拡大、企業の経営ビジョンを実現するための事業戦略の策定・磨き上げからその実行までを支援する。

⑧高知県産学官民連携センター（県内中小企業全般）

産学官民が連携して行う産業振興や地域の課題解決に向けた様々な取組を推進するため、県内の高等教育機関や金融機関等と連携し、産学官民連携に関する相談窓口の設置や交流機会の創出、人材育成研修、起業、新事業展開などの取組を支援する。

⑨高知県U I ターンサポートセンター（県内中小企業全般）

各産業分野の人材ニーズから都市部人材とのマッチングを進め、移住促進策と連携した県内外からの人材確保を支援する。

⑩一般財団法人四国産業・技術振興センター（STEP）

四国地域の産業・技術の振興を図り、地域経済の発展に貢献することを目指し技術開発支援・販路開拓を支援する。

また、平成20年に発足した四国地域イノベーション創出協議会では産学官金の支援機関やイノベーションコーディネーターと連携し、企業の事業活動の課題の解決に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮するとともに、事業活動においては、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動が住民の理

解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の総称である「3R」の積極的な推進による廃棄物の発生抑制と自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、国立公園・国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際には、国立公園については地方環境事務所、国定公園については県自然環境部局と事前に調整を行い、その他の環境保全上重要な地域内での地域経済牽引事業の実施にあたり、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

本県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（平成19年3月23日条例第9号）」に基づき、県・市町村・県民・事業者がそれぞれの役割のもとで、連携と協力による防犯意識の高揚とともに、犯罪の防止に配慮した防犯施設の整備に努め、自立と連帯により安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すこととしている。

企業立地の取組においては、これまで立地企業と地域が一体となった防犯体制の整備への協力や交差点での安全対策などについて、警察と十分な協議を行っていくことにより、犯罪の未然の防止など円滑な事業推進に努めている。今後も、地域経済牽引事業の実施による犯罪及び事故を増加させない、また、地域の安全と平穏を害することのないようにするため、警察と良好な関係を維持し、地域住民の一員として住民と一体となった防犯体制づくりに取り組むなど、住民の理解を得ながら安全・安心なまちづくりに努めていくよう要請していく。

（３）その他

①PDCA体制の整備等

毎年において、承認地域経済牽引事業計画の報告を受け、事業フェーズごとの進捗を確認し、必要に応じて的確な実施に必要な指導及び助言や、基本計画の変更等の対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、現段階では、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

なお、「高知県未来投資促進基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法

第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。)を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認(法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。